

## 労働保険適正加入推進員の配置等

民間事業者の設置する地方事務所において労働保険の加入勧奨等を行うために配置する労働保険適正加入推進員（以下「推進員」という。）については、次のとおりとする。

### 1 配置

民間事業者は、推進員を地方事務所に配置する。その際、外部の者を推進員とする場合は委任契約書を取り交わすこと。

### 2 配置人員

民間事業者は、業務実施計画等に基づいて必要な人員を配置すること。

### 3 選任要件等

- (1) 加入勧奨を行う上で必要な労働保険制度等に関する専門的知識を有する者（民間事業者が行う研修を受けること等により、労働保険制度等について、十分に事業主に説明できる能力があると認められる者）であること。
- (2) 推進員は、誓約書（守秘義務（下記5参照）を果すことを約した文書）に署名し、民間事業者に提出すること。

### 4 推進員の業務内容

推進員は、地方事務所における指導員の指揮・監督の下、次の業務を行うものとする。

- (1) 事業主等に対する加入勧奨活動及び雇用保険制度の周知等
  - ・労働保険に関する制度等の概要を解説したパンフレット等の配付及び説明
  - ・事業主等に対する加入の趣旨・目的の説明
  - ・申請、届出等に関する義務等の説明
  - ・事業主等に対する雇用保険制度の適正な手続等に関する説明
  - ・労働保険の加入に当たって必要となる関係諸帳簿の整備に関する指導
- (2) 加入勧奨状況報告書の作成・報告
- (3) 加入勧奨の結果、保険関係の成立手続を行う事業主のうち、希望する者に対する適切な労働保険事務組合の紹介

### 5 守秘義務

推進員は、委託業務に関して知り得た秘密を厚生労働省の承認なしに他に洩らし、又は、他の目的に使用してはならない。

### 6 加入勧奨活動に対する加入勧奨推進費の支給

厚生労働省は、推進員が加入勧奨を行った場合に、加入勧奨推進費として調査説明費及び成功報酬費を民間事業者に支給すること。

その支給基準は別紙6のとおりとすること。

なお、推進員が外部の者である場合は、民間事業者は当該推進員と取り交わしている委任契約書の約定を速やかに履行すること。

#### 7 推進員の補充

民間事業者は、推進員に欠員が生じた場合は、速やかに補充できるよう配慮すること。